

地域公共交通計画認定申請について

1 議事要旨

- ・本協議会においては、令和9年度事業（補助対象期間：令和8年10月～令和9年9月）も引き続き、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」（以下「フィーダー補助」とする。）を地域交通3地区（坪沼、新川、秋保）及び仙台都心循環線の運行経費の財源として活用することとし、当該補助要綱の規程に基づき、フィーダー補助の活用にあたり本協議会から国土交通大臣に提出が必要となる「地域公共交通計画認定申請書」について附議する。

2 今後の予定

- ・補助事業対象期間中に現在の仙台市地域公共交通計画（以下、「計画」とする。）の期間（令和9年3月末）が満了する。次期計画の改訂に伴い数値目標等の見直しを行う場合については、変更認定申請（第5回付議予定）が必要になることから、今後必要な手続きを進めていく。

※R9.4以降の都心循環線についてはフィーダー補助を活用しない可能性があり、その場合の必要な手続きも併せて行う。

R8年度												R9年度												R10年度	
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
		計画認定申請			計画認定						計画変更認定申請								交付申請		一次評価（自己評価）	交付決定・額確定	二次評価	補助金受入れ	
												R9年度事業 補助対象運行期間 R8年10月～R9年9月													
今回附議																									

令和 8 年 6 月〇〇日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称	仙台市交通政策推進協議会
住 所	仙台市青葉区国分町 3-7-1
代 表 者 氏 名	吉田 樹

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月〇〇日

(名称) 仙台市交通政策推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

本市では、将来に向け、鉄道を最大限に活かすためにこれまで鉄道駅へのフィーダーバスの結節に加え、都心直行型のバスを主な移動手段とする地域におけるバス幹線軸の形成や、地域交通による移動手段の確保・充実など、過度に自家用車に依存しない質の高い公共交通を中心とした交通体系の実現に取り組んできた。

その一方で、人口減少や高齢化等が進む中、「公共交通カバー圏域の維持や公共交通によるアクセス利便性の確保」、「マイカーを持たない世代や高齢者等への移動手段の確保」などの課題があったことから、質の高い公共交通を中心とした持続可能な公共交通ネットワークの構築を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）」第五条に基づき、『仙台市地域公共交通計画（令和 4 年 3 月）』を策定した。

この仙台市地域公共交通計画では、路線バスの運行状況や沿線人口密度等を踏まえ、路線バスのネットワークについてエリア設定を行い、公共交通ネットワーク図として整理しているが、郊外等で人口が点在していること等から輸送需要の確保が課題と考えられるエリアを『みんなで育む多様な交通確保エリア』として位置付けており、このエリア内では、山村振興法第 7 条第 1 項に基づく振興山村地域や、路線廃止等により交通不便地域に指定されている地域などもある。

そのため、通勤・通学・通院・買物等、日常生活に必要な目的のために、地域住民が主体となって試験的に地域の移動手段を確保している地区もあるが、令和 5 年 4 月より、青葉区新川地区の『ハツ森号』、太白区坪沼地区の『つぼぬま号』、令和 6 年 4 月より、太白区秋保地区の『ぐるりんあきう』の本格運行が開始されたことから、地域公共交通確保維持改善事業により、当該乗合タクシー（『ハツ森号』、『つぼぬま号』及び『ぐるりんあきう』）を維持することで、住民の生活交通手段を確保する必要がある。

また、仙台市地域公共交通計画において、公共交通の需要が一定程度見込まれ、都市の骨格となる鉄道及び比較的多数の人を効率的に輸送できる路線バスにより運行を維持するエリアを『みんなで支える路線バスエリア』として位置付けている。

都心エリアにおいては、都心での多様な活動や利便性を高めるため、公共交通等による都心の回遊性強化が必要であるため、都心回遊の促進及び旅行者等が移動しやすい環境整備に向け、令和 5 年 4 月より宮城交通（株）の『仙台都心循環線』の本格運行が開始されていることから、地域公共交通確保維持改善事業により、仙台都心循環線を維持することで、都心内における市民や来訪者の移動手段を確保する必要がある。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果**(1) 事業の目標****【つぼぬま号】**

利用者数を 807 人以上（直近年度の実績 807 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 100%）とする。

【ハツ森号】

利用者数を 1,958 人以上（直近年度の実績 1,958 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 67%）とする

【ぐるりんあきう】

利用者数を 6,245 人以上（直近年度の実績 6,245 人）とする。

利用者満足度を 90%以上（直近の実績 95%）とする。

【仙台都心循環線】

利用者数を 49,577 人以上（直近年度の実績 49,577 人）とする

（仙台市地域公共交通計画 P6-2 参照）

(2) 事業の効果
つばぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを維持することにより、坪沼地区、新川地区及び秋保地区の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。 また、地域間交通ネットワークと連携することで、外出促進や地域の活性化にもつながる。 仙台都心循環線を維持することにより、市民や来訪者の移動手段が確保されるとともに、仙台都心循環線と重複する路線の利用者が、仙台都心循環線へ転換することによる将来的な運行効率化が見込まれる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体 ※事業について、過去に事業評価を行っている場合には、当該評価（一次評価及び二次評価）の結果を踏まえて記載。
令和7事業年度における事業評価の結果、概ね目標を達成できた。1次評価では更なる利用促進に向けた広報の実施やニーズ把握を行うこととし、2次評価では利用実績やニーズの把握に努めている点を評価いただくとともに、引き続き、利用実績等に基づき必要に応じて運行方法の見直し等改善策の検討などを行う旨、助言いただいた。 これを踏まえ、令和9年度事業分においては、以下の通り事業を実施する。 つばぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織において、引き続き普及啓発に係る利用促進策（運行計画の見直し、ポスターやリーフレットの作成等）、ニーズ把握等への支援 (例) ・ 検討会を開催し、実績に応じた利用促進策を検討（地域組織・市） ・ 広報紙を活用したモビリティマネジメントの実施（市・地域組織） 仙台都心循環線の利用促進のために、都心来訪者や市民に向けたポスター掲示及びチラシ配布による周知広報の実施
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
別添「表1」のとおり
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る路線について、その運行に係る費用総額 53,896,500 円のうち、本市からつばぬま号、ハツ森号及びぐるりんあきうを運営する地域組織への補助金額については、運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
『つばぬま号・ハツ森号・ぐるりんあきう』 ・ 利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・ 満足度について、利用者アンケート（車内聞き取りやアンケート箱の設置による意見聴取） 『仙台都心循環線』 ・ 利用者数について、トラフィックデータによる評価を実施
7. 別表1の補助対象事業の基準ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
別添「表5」のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和元年6月	協議会設立
～ 略 ～	
令和3年6月	地域公共交通計画等について協議
～ 略 ～	
令和4年3月	仙台市地域公共交通計画最終案について合意
～ 略 ～	
令和4年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年3月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画について合意 交通不便地域の申請について合意 地域公共交通確保維持改善事業費補助金の活用等について報告
令和5年5月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和5年9月	地域公共交通計画変更届について合意
令和5年11月	仙台市地域公共交通利便増進実施計画案等について協議 仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和6年3月	地域公共交通計画変更届について合意
令和6年5月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和6年11月	仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和7年6月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意
令和7年12月	仙台市地域公共交通確保維持改善事業費の自己評価について協議 仙台市地域公共交通計画の評価指標の状況等について報告
令和8年3月	地域公共交通計画変更届について合意
令和8年6月	地域公共交通確保維持事業に係る計画認定申請について合意

19. 利用者等の意見の反映状況

本市では、仙台市交通政策推進協議会とは別に道路運送法施行規則に基づく地域公共交通会議を有しており、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等を審議している。

また、地域住民が主体となった乗合タクシーについては、町内会や福祉団体等で組織する地域組織を設立のうえ運行にあたっているが、この地域組織において利用者等の意見を聞いた上で具体的な運行計画を検討しており、その後、地域組織から附議され地域公共交通会議において審議・承認がなされた運行計画の内容を本計画に記載している。

仙台都心循環線については、仙台市地域公共交通利便増進実施計画の個別事業として位置付ける際に、仙台市交通政策推進協議会において地域公共交通の利用者の代表等から意見聴取を行った上で合意がなされた事業内容を本計画に記載している。

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要

【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

(1) 過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

※該当なし

(2) 交通手段の検討状況

※該当なし

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 仙台市青葉区二日町 12-34
(所 属) 都市整備局総合交通政策部公共交通推進課／地域交通推進課
(氏 名) 石上 純佳／佐々木 章皓
(電 話) 022-214-8353／022-214-8495
(e-mail) tos009520@city.sendai.jp ／tos009180@city.sendai.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	運 送 継 続 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該 当する要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)
仙台市	KM仙台タクシー(株)	(1) つぼめま号		坪沼地区		往 km 復 km	241	816			区域運行	②(2)	宮城交通停留所「生出 中学校前」	③
	相互タクシー(株)	(2) ハツ森号		新川地区		往 km 復 km	293	2,526			区域運行	②(1)	JR仙山線「作並駅・愛子 駅・陸前落合駅」	③
	(有)秋保交通	(3) ぐるりんあきう		秋保地区		往 km 復 km	244	3,806			区域運行	②(1)	タケヤ交通停留所「秋 保・里センター」	③
	宮城交通(株)	(4) 仙台都心循環線	仙台 駅前	錦町公園前 晩翠草堂前	仙台 駅前	往 3.8km 循環	365	6,570	○		路線定期運行	①	仙台駅で補助対象地域 間幹線系統宮城交通バ ス秋保(川崎)線と接続	
		(5)				往 km 復 km	日	回						

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

利用方法

利用は簡単な3ステップ!どなたでもご利用出来ます。



利用したい日付、便、行先が決まりましたら、
予約連絡先 KM 仙台タクシー株式会社 (022-244-3131)
へ電話をし、「つぼぬま号の予約です。」とお伝え下さい。
その後、ご希望の便と時刻、乗降場所、人数をお答え下さい。

例：会員番号〇〇〇〇番 □□です。4月3日の4便でヨークベニマル茂庭店まで、5便でヨークベニマル茂庭店から利用したいので、予約をお願いします。



お迎えの時間を告げられます。
その後、予約時間になりましたら、**自宅前(または各施設の乗降場所)**
でお待ちください。

例：それでは、11:40にご自宅まで、13:30にヨークベニマル茂庭店まで
お迎えにあがります。変更やキャンセルがある場合は前日の4月2日の
17:00までにお願いします。
他に予約が入ってお迎えの時間変更する場合、ご連絡用の電話番号に改め
てご連絡いたします。



乗車したら、運賃を現金、または回数券にてお支払いください。
※回数券は車内に販売しております。
他の利用者宅などを回って、目的地まで運行します。

〔予約受付時間〕 1～4便：利用する前日の17:00まで
5～8便：利用する当日の12:00まで

※お早目のご予約にご協力ください。

ご協力をお願いします

※「つぼぬま号」の時刻表は、複数人の予約者が乗り合う都合上、予
約状況によって運行経路が異なり予定より早く到着することがあり
ますので、目安の時刻となります。

※道路の混雑状況等により、予定通りに運行できない場合もございま
すので、表記時刻の前後10～15分程度の余裕を見て下さい。

※ご指定の場所で待ってられない場合他の予約場所に移動します。



※積雪時はご自宅前での乗降ができない場合があります。
※天候、交通事情等により、止むを得ず運行を中止する場合
があります。



つぼぬま号のご案内

坪沼地区と茂庭地区を結ぶ、誰でも利用できる
予約制の乗合タクシーです。

坪沼乗合タクシー運営協議会 令和8年4月版



〔予約の受付〕電話で簡単に予約できます!

利用する場合は、「行き」「帰り」とともに**電話による事前予約制**です。

KM仙台タクシー株式会社(つぼぬま号予約センター)
(022-244-3131)へ電話をします。

※平日のみの
運行となります

〔予約受付〕1～4便：利用する前日の17:00までにご予約ください。
5～8便：利用する当日の12:00までにご予約ください。
(お早目のご予約にご協力ください。)



〔乗降場所〕「ご自宅前」から「目的地」近くまでを直接結びます!

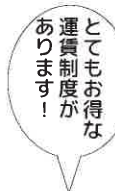
坪沼地区(デマンド区域 ※見開き参照)では自宅の前で、デマンド
区域外では施設の駐車場等に設置した「乗降ポイント」で乗降
できます。乗降ポイント同士での乗降はできません。

※回数券は「つぼぬま号」の車内で
運転手が販売しておりますので、
ご購入の際にはお申し付けください。



〔運賃〕

		運賃	回数券
仙台市内に	一般乗車運賃	400円	4,000円(12回分)
	70歳以上・ 障害者等運賃	100円	1,000円(10回分)
仙台市外にお住まいの方		400円	4,000円(12回分)



70歳以上・障害者等運賃

70歳以上の高齢者や、障害者等を対象としたお得な運賃制度です!

※乗車する際、敬老乗車証、下記の身分証明書、障害者手帳等を運転手へご提示下さい。

70歳以上の方	障害者等
●年齢 70歳以上であることがわかる顔写真付きの身分証明書(マイナンバーカード・運転経歴証明書等) ●敬老乗車証	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●仙台市障害者き章、又は、き章証票 ●ふれあい乗車証

お問い合わせ

運営主体：坪沼乗合タクシー運営協議会

運行事業者：KM 仙台タクシー株式会社

支援機関：仙台市都市整備局 地域交通推進課

電話 022-244-3131

電話 022-214-8495

乗降場所

- 坪沼地区内のデマンド区域（板橋、根添、中沖、北町内会）は、どこでも乗降・移動可能です。
- 生出中学校付近は下記4箇所の乗降ポイントで乗降できます。乗降ポイント間の乗降はできません。



乗降場所

- 青色部 の範囲では乗降は自由ですが、青色部以外では、
- 赤色 の上記4か所でのみ乗降できます。
- は主要施設です。乗降場所を示すものではありません。

出典：電子地形図(国土地理院)を加工して作成

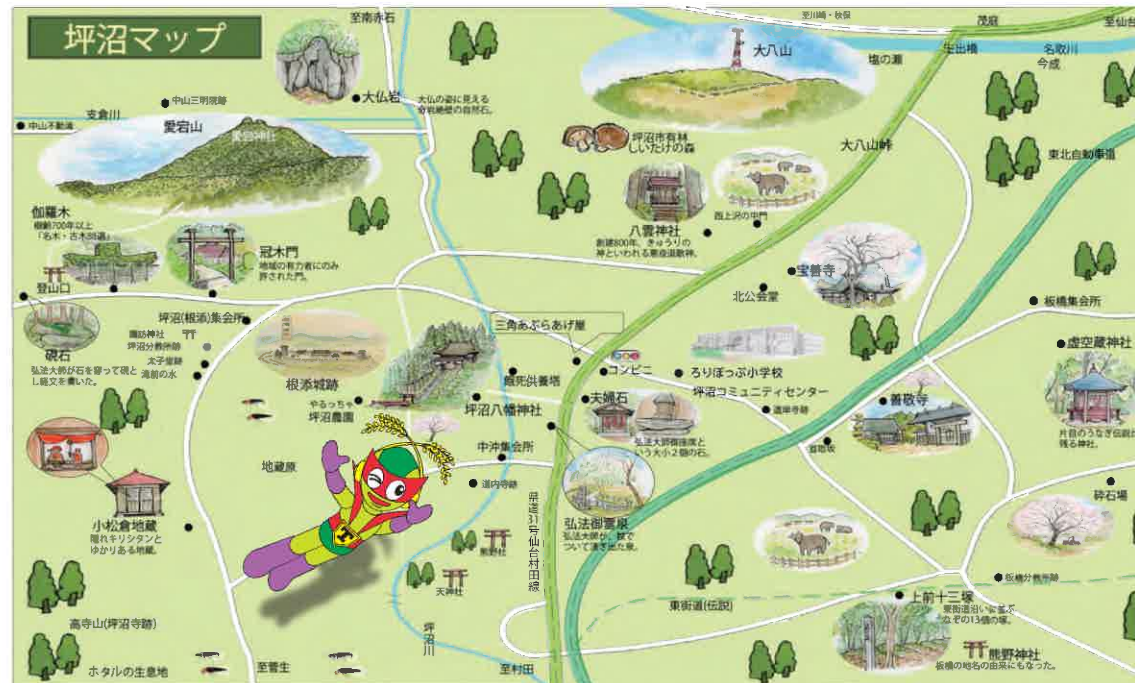
時刻表

平日予約時のみ運行

※土・日・祝日及び、お盆期間中（8/13～15）、年末年始（12/29～1/3）は運休します。



	往路(坪沼地区⇒生出中学校付近)	復路(生出中学校付近⇒坪沼地区)
1便	8:15～8:45 発⇒9:00 着	
2便	9:15～9:45 発⇒10:00 着	
3便		11:00 発⇒11:15～11:45 着
4便	11:15～11:45 発⇒12:00 着	
5便		13:30 発⇒13:45～14:15 着
6便	13:45～14:15 発⇒14:30 着	
7便		16:10 発⇒16:25～16:55 着
8便	16:25～16:55 発⇒17:10 着	
備考	生出中学校付近の到着時刻を固定	生出中学校付近の出発時刻を固定



利用方法 利用は簡単な4ステップ! どなたでもご利用出来ます。



1. 利用したい日付、便、行先が決まりましたら、
相互タクシー株式会社 (ハツ森号予約センター)
(022-226-1641) へ電話をします。

利用登録
伝える内容を
簡略化でき
ます!

※受付時間・時刻表は別紙をご参照ください。

※時間帯によっては「話中」の場合がございますので、その際は、しばらく時間を置いておかけ直してください。

- 電話がつながったら、はじめに「**ハツ森号の予約です。**」と
言ってください。電話の指示に従って、ご希望の便と時刻、
乗降場所、人数をお答えください。



2. 予約時間になったら、「自宅前」または「乗降ポイント」でお待
ちください。

※予約状況により、お迎えの時間変更の連絡を前日にさせて頂くことがあります。



3. 乗車したら料金を払うか、回数券を使用します。

※回数券は、車内にて販売しております。



4. 他の利用者宅、「乗降ポイント」を回りながら、目的地へ向かいます。

Q. デマンド交通がよく分からないのですが?

- A. デマンド交通とは、電話予約など利用者のニーズに
応じて柔軟な運行を行う公共交通の一形態をいいます。



いくつかの家をまわり、1台の車に
乗り合って目的地へ

ハツ森号で
ヨークベニマルへ

ハツ森号で
愛子駅へ

【お問い合わせ】

- 運 営 主 体：新川地区地域交通運営検討会
- 運行事業者：相互タクシー株式会社 電話 022-226-1641
- 支 援 機 関：仙台市都市整備局 地域交通推進課 電話 022-214-8359



「ハツ森号」で快適にお出かけしてみませんか!



ハツ森号は、自宅近くで乗車し、途中で
他の利用者と乗り合って、目的地に近い
乗降ポイントまでお運びする、デマンド型
の乗合タクシーです。

- 【予約の受付】 電話で簡単に予約できます!
相互タクシー株式会社 (ハツ森号予約センター)
022-226-1641

【運 行 区 域】 内面をご参照ください。

【予約の受付】 平日 7:00 ~ 16:00、土・日・祝は 7:00 ~ 12:00

【運行時刻表】 別紙参照

【運 行 日】 平日及び土運行(日・祝運休)
※年末年始(12月29日~1月3日)は運休します。

【運 賃】

	新川地区⇄作並温泉~熊ヶ根駅	新川地区⇄アルパロ~愛子駅方面
一般乗車運賃	600円	900円
回数券(11枚綴り)	6,000円	9,000円
70歳以上・障害者等運賃	120円	180円
回数券(5枚綴り)	600円	900円
複数予約割引運賃	500円	700円

70歳以上・障害者等運賃の適用を受けるには、身分証明書もしくは
障害者手帳等をご提示ください。

70歳以上・障害者等運賃で提示できるもの

70歳以上の方	障害者等
●年齢 70歳以上であることが わかる顔写真付きの身分証明書 (マイナンバーカード・運転経歴 証明書等) ●敬老乗車証	●身体障害者手帳 ●療育手帳 ●精神障害者保健福祉手帳 ●仙台市障害者き章、又は、き章証票 ●ふれあい乗車証

複数予約割引運賃

2人以上で予約されますと、
割引運賃が適用されます。
※70歳以上の方や障害者の方
等は、「70歳以上・障害者等
運賃(上記)」が適用です。

※仙台市民以外は 70歳以上・障害者等の方においても一般運賃とする。

「ハツ森号」運行ルート

令和7年10月現在



※積雪時や荒天時には、やむを得ずご自宅前での乗降ができない場合がありますのでご了承ください。(ご予約の際に確認頂けると確実です)

愛子方面が
すごく便利になって
いるんだね。



●愛子方面の乗降ポイント



乗降ポイントは2階
駐車場です。
降車のみなら1階
でも可能です(予約
時にお伝え下さい)

色々な乗降ポイントがあるよ！
ぜひ利用してね！！

大江戸温泉物語Premium仙台北作並(旧岩松旅館)

ラサンタ
都の湯
湯の原ホテル

作並駅

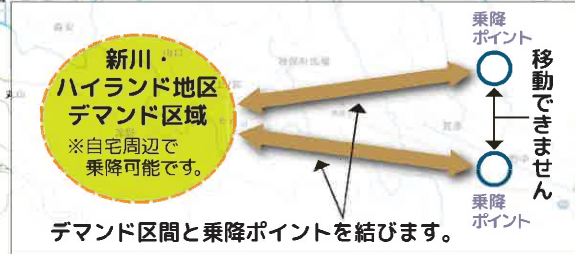
デマンド区域
新川地区

※エバグリーン・
作並宇岩谷堂・
戸崎含む

自宅周辺で
乗降ができます

デマンド区域
ハイランド地区

●ハツ森号の運行ルール



① 利用者のニーズに応じて乗降ポイント以外で自由に乗り降り出来る区域をデマンド区域といいます。

「ハツ森号」 下り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**
(ハツ森号予約センター)
022-226-1641

※時刻は、前後10分
程度の余裕を見て
お待ちください。

予約締切
希望日の**前日16:00**まで

予約締切
希望日の**当日 11:00**まで

土曜日は1,2便及び7,8便のみ運行します。 ※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

乗降ポイント

	土も運行			土も運行		
	1便	3便	5便	7便	9便	11便
陸前落合駅	7:00	8:00	11:30	14:00	16:00	18:00
みやぎ生協						
愛子駅	7:10	8:10	11:40	14:10	16:10	18:10
ヨークベニマル 仙台愛子店						
広瀬体育館						
白沢車庫	7:20	8:20	11:50	14:20	16:20	18:20
白沢駅前						
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)	7:30	8:30	12:00	14:30	16:30	18:30
ハイランド地区	7:40	8:40	12:10	14:40	16:40	18:40
新川地区	7:50	8:50	12:20	14:50	16:50	18:50
作並駅						
ラサント	8:00	9:00	12:30	15:00	17:00	19:00

「ハツ森号」 上り時刻表

●ご予約は **相互タクシー株式会社**
(ハツ森号予約センター)
022-226-1641

※時刻は、前後10分
程度の余裕を見て
お待ちください。

予約締切
希望日の**前日16:00**まで

予約締切
希望日の**当日 11:00**まで

土曜日は1,2便及び7,8便のみ運行します。 ※土曜のその他の便はございません。

※土・日・祝の電話受付は12:00までです。ご注意ください。

乗降ポイント

	土も運行 2便	4便	6便	土も運行 8便	10便	12便
ラサント	8:00	9:00	12:30	15:00	17:00	19:00
作並駅						
新川地区	8:20	9:20	12:50	15:20	17:20	19:20
ハイランド地区	8:30	9:30	13:00	15:30	17:30	19:30
セブンイレブン熊ヶ根店 (熊ヶ根駅)						
白沢駅前	8:40	9:40	13:10	15:40	17:40	19:40
白沢車庫						
広瀬体育館						
愛子駅	8:50	9:50	13:20	15:50	17:50	19:50
ヨークベニマル 仙台愛子店						
みやぎ生協						
陸前落合駅	9:00	10:00	13:30	16:00	18:00	20:00

「ぐるりんあきう」 ご利用方法

明日は
病院に行く
日だな...



電話する

- ①「ぐるりんあきうの予約です」
- ②明日の9時に自宅(住所)から
すがわら医院まで行きたいです。
- ③1人で乗ります。

ありがとうございます。
お客様のお名前と連絡先
をお教えてください。

- ④秋保 里子 です。
- ⑤連絡先は、
〇〇-〇〇〇〇です。

乗車する



予約した時間に、乗車場所までお迎えに行きます。
※運賃は乗車時支払
※予約した降車場所に到着途中、他に予約した人が乗車
することがあります。

目的地に到着



注意事項

- 乗合になるため予約のご乗車時間に出発します。お時間に遅れないようご注意ください。
- 特にバスから乗り継ぎの場合は、バス停まで着きたい時間・バス停からの帰りの時間をお伝えいただき、予め余裕を持ったお時間でご予約ください。
- ほかの利用者宅等を回りながら目的地へ向かいます。
- 予約状況や天候状況により、お迎えの時間変更のご連絡をさせていただく場合がありますのでご了承ください。



地域交通で快適にお出かけしよう!

令和6年4月現在

どなたでも
ご利用できます!

運行曜日 平日のみ
※土・日・祝祭日、12/31~1/3運休

運行時間 朝6時~夜18時
※18時までに秋保交通本社
(湯元地区へ帰車できる運行のみ)

電話予約 受付時間
朝6時~夜17時



ぐるりんあきうセンター (専用番号) **022-393-5912** (平日のみ)

◎受付は「乗車予定の1時間前まで」にお願いします。
※ご予約日時と行先が決定してからお電話ください。

ネット予約 予約サイト
(有限会社秋保交通HP)

<https://gururinakiu.com/>

◎予約は「2日前まで」にお願いします。
※受付より予約確定の電話連絡が入り、予約完了します。

こちらから予約専用サイトを
ご覧いただけます



運賃表

お得な回数券も車内で販売しております! (100円券×11枚 1,000円)

運賃対象		同一 小学区内	小学区 隣接 小学区	馬場小学区 間接 湯元小学区
仙台市内に お住いの方 ※運転免許証やマイナ バーカード等の身分証 明書をご提示ください。	一般	200 円	400 円	600 円
	学生割引 (中高・大学・短大 ・専門学校)	100 円	200 円	300 円
	小学生・乳幼児※	100円		
	70歳以上・障害者※	100円		
仙台市外にお住いの方		200 円	400 円	600 円

■運営主体:秋保地域交通協議会

■運行事業者:有限会社秋保交通(ぐるりんあきう専用番号:TEL022-393-5912)

■支援機関:仙台市 都市整備局 地域交通推進課 TEL022-214-8495

秋保町のどこへでも気軽に移動。路線バスに乗り継ぎすることで市内各方面へも移動できます！

普段の買い物や通院、通学などにぜひ、ご利用ください。

ぐるりんあきう 運行マップ



凡 例

- 馬場小学区
- 秋保小学区
- 湯元小学区
- 運行対象区域(どこでも乗降可能)
- 地区外の指定乗降場所(湯元小学区扱い)
- バス路線

「ぐるりんあきう」のご利用方法

秋保町内で乗降できます。

運賃体系は表面参照。

ご自宅周辺、及び、秋保町内の施設周辺において乗降ができます。

仙台万華鏡美術館と秋保ヴィレッジ(各敷地内)でも乗降できます(料金は湯元小学区扱い)。

秋保町外へのお出かけは、路線バスをご利用ください。

秋保・里センター(地図参照)で、路線バスに乗り継ぎできます。バス時刻は事前にお調べください。

ご注意：※積雪時など、ご自宅前での乗降ができない場合があります。

- Q** 「ぐるりんあきう」は秋保地区にお住まいの方しか利用できないのですか？
- A** 秋保地区以外にお住まいの方も、どなたでもご利用いただけます。

運行経路



時刻表

〈一部時間帯を除き、20分おきに運行します。〉

仙台駅前 3番のりば	9:00	9:20	9:40	10:00	10:20	10:40	12:30	12:50	13:10
ハピナ名掛丁入口	9:03	9:23	9:43	10:03	10:23	10:43	12:33	12:53	13:13
本町二丁目	9:04	9:24	9:44	10:04	10:24	10:44	12:34	12:54	13:14
錦町公園前	9:08	9:28	9:48	10:08	10:28	10:48	12:38	12:58	13:18
定禅寺通市役所前	9:10	9:30	9:50	10:10	10:30	10:50	12:40	13:00	13:20
メディアテーク入口	9:12	9:32	9:52	10:12	10:32	10:52	12:42	13:02	13:22
東北公済病院・戦災復興記念館前	9:14	9:34	9:54	10:14	10:34	10:54	12:44	13:04	13:24
晩翠草堂前	9:16	9:36	9:56	10:16	10:36	10:56	12:46	13:06	13:26
青葉通一番町駅	9:17	9:37	9:57	10:17	10:37	10:57	12:47	13:07	13:27
あおば通駅	9:18	9:38	9:58	10:18	10:38	10:58	12:48	13:08	13:28
仙台駅前 (降車場)	9:21	9:41	10:01	10:21	10:41	11:01	12:51	13:11	13:31

仙台駅前 3番のりば	13:30	13:50	14:10	16:00	16:20	16:40	17:00	17:20	17:40
ハピナ名掛丁入口	13:33	13:53	14:13	16:03	16:23	16:43	17:03	17:23	17:43
本町二丁目	13:34	13:54	14:14	16:04	16:24	16:44	17:04	17:24	17:44
錦町公園前	13:38	13:58	14:18	16:08	16:28	16:48	17:08	17:28	17:48
定禅寺通市役所前	13:40	14:00	14:20	16:10	16:30	16:50	17:10	17:30	17:50
メディアテーク入口	13:42	14:02	14:22	16:12	16:32	16:52	17:12	17:32	17:52
東北公済病院・戦災復興記念館前	13:44	14:04	14:24	16:14	16:34	16:54	17:14	17:34	17:54
晩翠草堂前	13:46	14:06	14:26	16:16	16:36	16:56	17:16	17:36	17:56
青葉通一番町駅	13:47	14:07	14:27	16:17	16:37	16:57	17:17	17:37	17:57
あおば通駅	13:48	14:08	14:28	16:18	16:38	16:58	17:18	17:38	17:58
仙台駅前 (降車場)	13:51	14:11	14:31	16:21	16:41	17:01	17:21	17:41	18:01

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	仙台市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	92,239
交通不便地域等	50,209

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
49,863	新川地区、秋保地区	山村振興法第七条
346	坪沼地区	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
仙台市地域公共交通計画	令和4年3月	
仙台市地域公共交通利便増進実施計画	令和5年3月	令和6年度

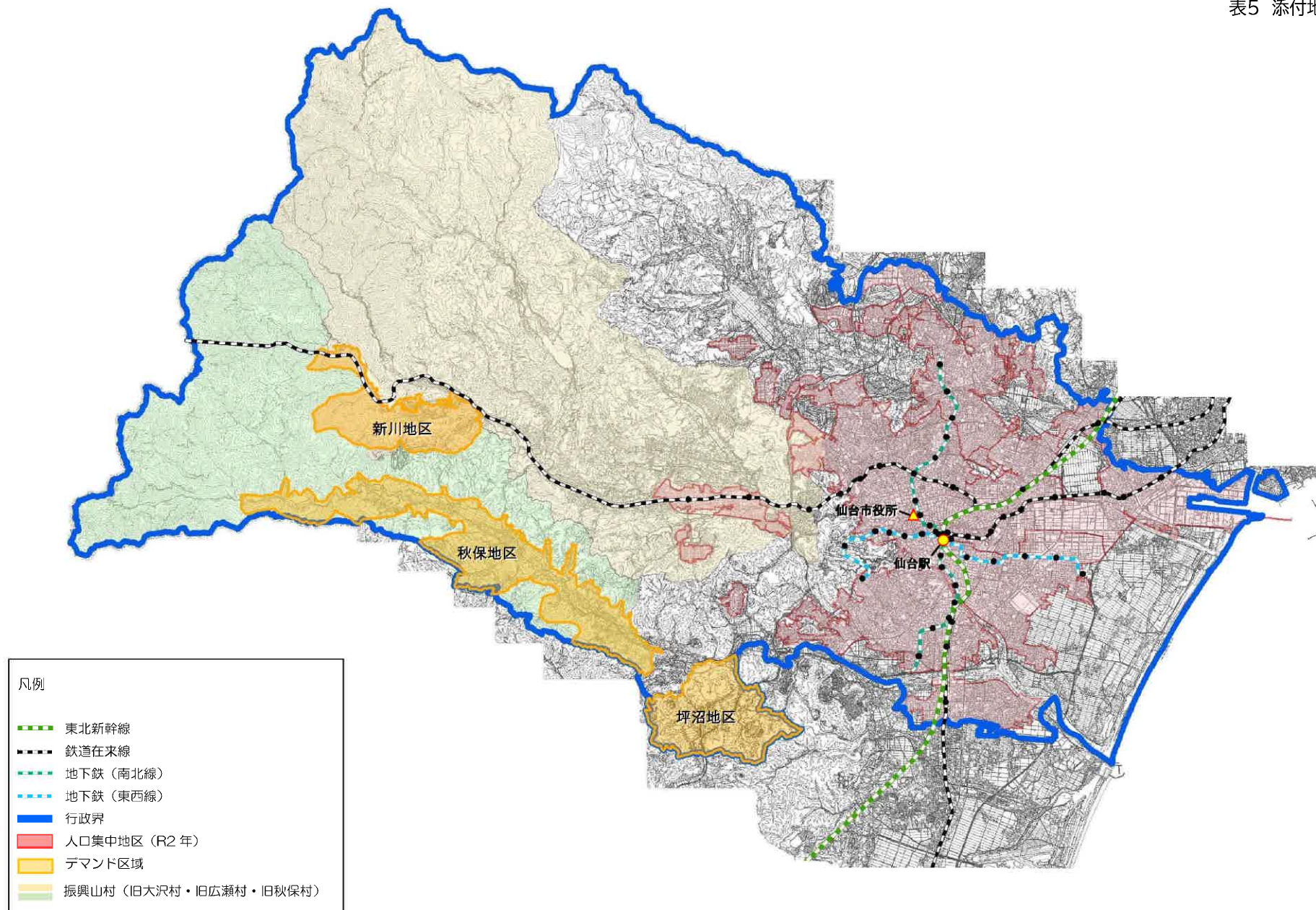
(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表5 添付地図



【R9年度】 (1)つぼめま号

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
		1	2	3	4	5	6	7	
	11月	8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30	31			
令和 9年	1月						1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
	31								
	2月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28							
	3月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	4月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30		
	5月							1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
	30	31							
	6月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30				
	7月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	8月								
		1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
	29	30	31						
	9月				1	2	3	4	
		5	6	7	8	9	10	11	
12		13	14	15	16	17	18		
19		20	21	22	23	24	25		
26		27	28	29	30				
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		49	45	48	49	49	50	50	340
祝日		1	7	3	2	3	0	0	16
年末年始等		2	0	1	1	1	2	2	

凡例	...	日曜
	...	平日(月～金)
	...	土曜
	...	祝日
	...	年末年始等

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
1日あたりの 運行回数	(回/日)		4.0	4.0	3.0	3.0	3.0				241	816.0	
	(回/年)	0.0	180.0	192.0	147.0	147.0	150.0	0.0	0.0	0.0	241	816.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9年度】 (2)ハツ森号

		日	月	火	水	木	金	土			
令和 8年	10月	4	5	6	7	1	2	3			
		11	12	13	14	15	16	17			
		18	19	20	21	22	23	24			
		25	26	27	28	29	30	31			
	11月	1	2	3	4	5	6	7			
		8	9	10	11	12	13	14			
		15	16	17	18	19	20	21			
		22	23	24	25	26	27	28			
	12月	29	30								
					1	2	3	4	5		
		6	7	8	9	10	11	12			
		13	14	15	16	17	18	19			
令和 9年	1月	20	21	22	23	24	25	26			
		27	28	29	30	31					
									1	2	
		3	4	5	6	7	8	9			
	2月	10	11	12	13	14	15	16			
		17	18	19	20	21	22	23			
		24	25	26	27	28	29	30			
		31									
	3月		1	2	3	4	5	6			
		7	8	9	10	11	12	13			
		14	15	16	17	18	19	20			
		21	22	23	24	25	26	27			
4月	28	29	30	31							
		1	2	3	4	5	6				
	7	8	9	10	11	12	13				
5月	14	15	16	17	18	19	20				
	21	22	23	24	25	26	27				
	28										
6月					1	2	3				
	4	5	6	7	8	9	10				
	11	12	13	14	15	16	17				
	18	19	20	21	22	23	24				
7月	25	26	27	28	29	30					
8月											
9月											
		日	月	火	水	木	金	土	計		
平日・土日		50	45	48	49	49	51	51	343		
祝日		1	7	3	2	3	0	0	16		
年末年始等		1	0	1	1	1	1	1	6		

凡例

...

日曜

...

平日(月～金)

...

土曜

...

祝日

...

年末年始等

365 (年間)

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
1日あたり の運行回 数	(回/日)		10.0	10.0	10.0	8.0	10.0	4.0			293	2526.0	
	(回/年)	0.0	450.0	480.0	490.0	392.0	510.0	204.0	0.0	0.0	293	2526.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9年度】 (3)ぐるりんあきう

		日	月	火	水	木	金	土	
令和 8年	10月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
		29	30						
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
13		14	15	16	17	18	19		
20		21	22	23	24	25	26		
27		28	29	30	31				
令和 9年	1月						1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
	2月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28							
	3月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	4月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
	5月								
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
	6月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30				
	7月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30	31	
	8月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
15		16	17	18	19	20	21		
22		23	24	25	26	27	28		
29		30	31						
9月				1	2	3	4		
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		50	45	49	50	49	51	51	345
祝日		1	7	3	2	3	0	0	16
年末年始等		1	0	0	0	1	1	1	4

凡例

… 日曜

… 平日(月～金)

… 土曜

… 祝日

… 年末年始等

365 (年間)

		日	平日					土	祝日	年末 年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
			月	火	水	木	金						
1日あたりの 運行回数	(回/日)		16.0	16.0	16.0	14.0	16.0				244	3806.0	
	(回/年)	0.0	720.0	784.0	800.0	686.0	816.0	0.0	0.0	0.0			
(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。											244	3806.0	

(注)「運行系統別輸送実績」では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。

【R9年度】(4)仙台都心循環線

		日	月	火	水	木	金	土	
令和8年	10月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
	25	26	27	28	29	30	31		
	11月	1	2	3	4	5	6	7	
		8	9	10	11	12	13	14	
		15	16	17	18	19	20	21	
		22	23	24	25	26	27	28	
	29	30							
	12月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
13		14	15	16	17	18	19		
20		21	22	23	24	25	26		
27	28	29	30	31					
令和9年	1月						1	2	
		3	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	13	14	15	16	
		17	18	19	20	21	22	23	
		24	25	26	27	28	29	30	
		31							
	2月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28							
	3月		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	13	
		14	15	16	17	18	19	20	
		21	22	23	24	25	26	27	
		28	29	30	31				
	4月					1	2	3	
		4	5	6	7	8	9	10	
		11	12	13	14	15	16	17	
		18	19	20	21	22	23	24	
		25	26	27	28	29	30		
	5月							1	
		2	3	4	5	6	7	8	
		9	10	11	12	13	14	15	
		16	17	18	19	20	21	22	
		23	24	25	26	27	28	29	
		30	31						
	6月			1	2	3	4	5	
		6	7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	19	
		20	21	22	23	24	25	26	
		27	28	29	30				
7月					1	2	3		
	4	5	6	7	8	9	10		
	11	12	13	14	15	16	17		
	18	19	20	21	22	23	24		
	25	26	27	28	29	30	31		
8月	1	2	3	4	5	6	7		
	8	9	10	11	12	13	14		
	15	16	17	18	19	20	21		
	22	23	24	25	26	27	28		
	29	30	31						
9月				1	2	3	4		
	5	6	7	8	9	10	11		
	12	13	14	15	16	17	18		
	19	20	21	22	23	24	25		
	26	27	28	29	30				
		日	月	火	水	木	金	土	計
平日・土日		50	43	48	49	49	50	50	339
祝日		1	7	3	2	3	0	0	16
年末年始等		1	2	1	1	1	2	2	10

365(年間)

凡例	...	日曜
	...	平日(月～金)
	...	土曜
	...	祝日
	...	年末年始等

	日	平日						土	祝日	年末年始等	運行 日数	運行 回数	系統 キロ
		月	火	水	木	金							
往路	(回/日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回/年)	450.0	387.0	432.0	441.0	441.0	450.0	450.0	144.0	90.0			
復路	(回/日)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	365	3285.0	
	(回/年)	450.0	387.0	432.0	441.0	441.0	450.0	450.0	144.0	90.0			
(注) 運行系統別輸送実績では、路線型運行は1往復を運行回数1回(循環系統は1循環で運行回数1回)とするため、往路、復路はそれぞれ運行回数0.5回として記載(区域型運行は1運行で運行回数1回)。											365	6570.0	

令和 8 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 仙台市交通政策推進協議会
住 所 仙台市青葉区国分町 3-7-1
代 表 者 氏 名 吉田 樹

理由書

本年度申請する地域公共交通計画の認定の申請において、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第 17 条に規定する地域公共交通計画の計画期間が、補助対象期間に満たない期間が 6 月以下である理由については下記の通りです。

記

仙台市地域公共交通計画の計画期間は、令和 4 年 4 月から令和 9 年 3 月末となっており、補助対象期間に満たない期間が 6 月あります。令和 9 年 4 月以降の次期計画については、計画期間満了日までに策定することを確約し、認定申請いたします。